

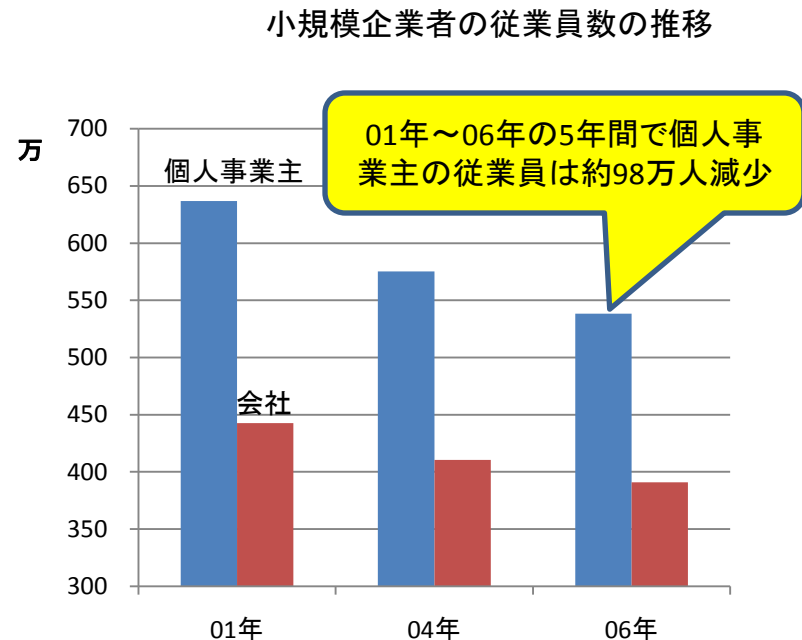
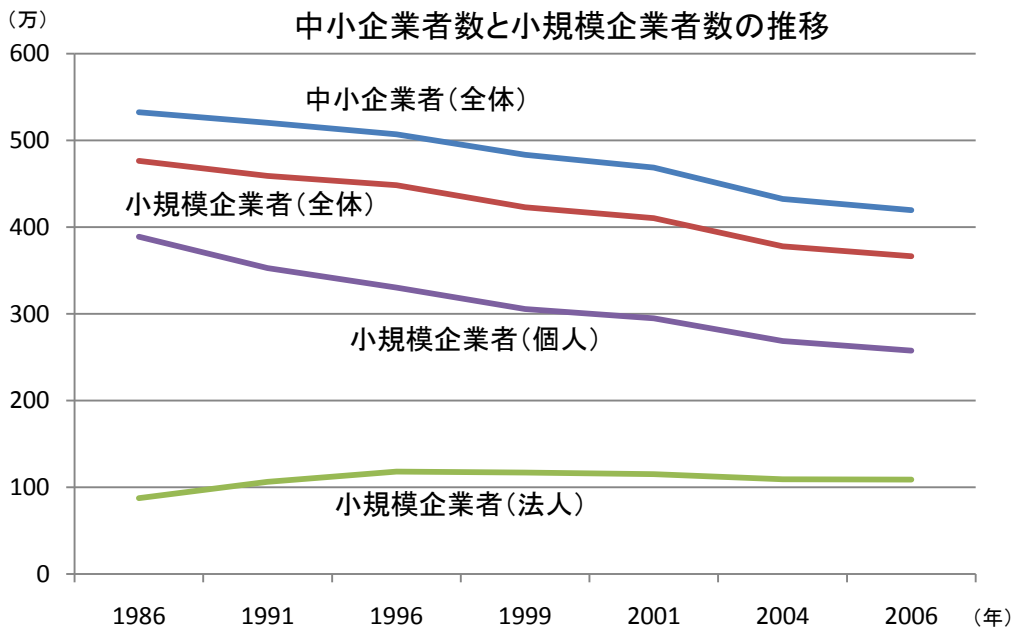
小規模企業共済制度の見直しについて

平成21年3月10日

中小企業庁

小規模企業者の現状

- 小規模企業者数は、1980年代以降、一環して減少。(86年:476.6万者→06年:366.3万者)小規模企業者の約7割は個人事業主が占めているが、小規模企業者数の減少は、個人事業主の減少に大きく起因。(86年:389.1万者→06年:257.5万者)
- 小規模企業者の雇用の約6割は個人事業主が支えている。(小規模企業者の従業員数:929万人、個人事業主の従業員数:538万人)
- 近年の小規模個人事業主の減少により失われた雇用は約98万人。

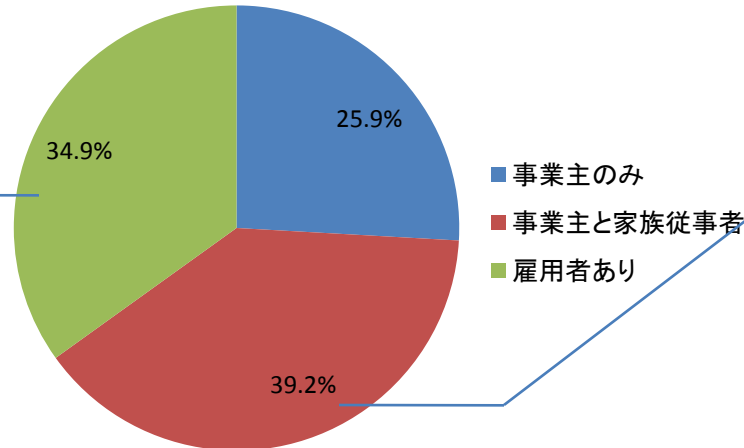


出典:総務省「事業所・企業統計」

個人事業主の事業実態①

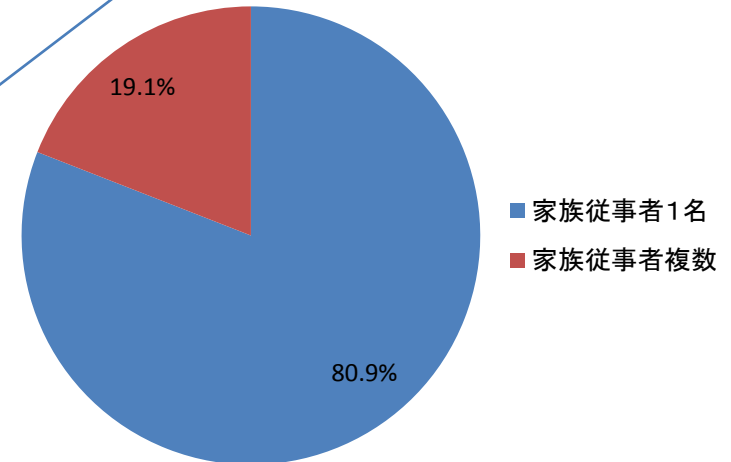
- 個人事業主の65.1%は、雇用者はおらず、「事業主本人のみ」又は「事業主本人と家族従事者」で事業を行っている。
- 家族従事者と事業を行っている個人事業主の80.9%は、家族従事者が1名。家族従事者以外に雇用者がいる場合であっても、極めて少人数。
- まさに、個人事業主の事業の中核を担っているのは、事業主本人と家族従事者。

個人事業主の従業員構成

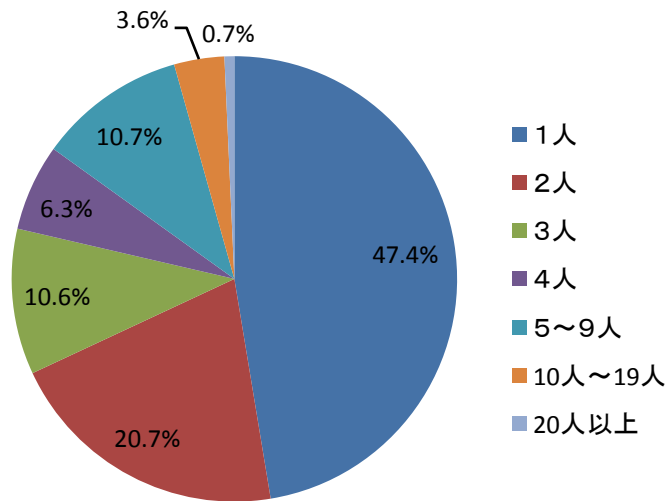


家族従事者：事業主と生計を共にしている家族で、事業に従事している人

家族従事者の数



雇用者の数



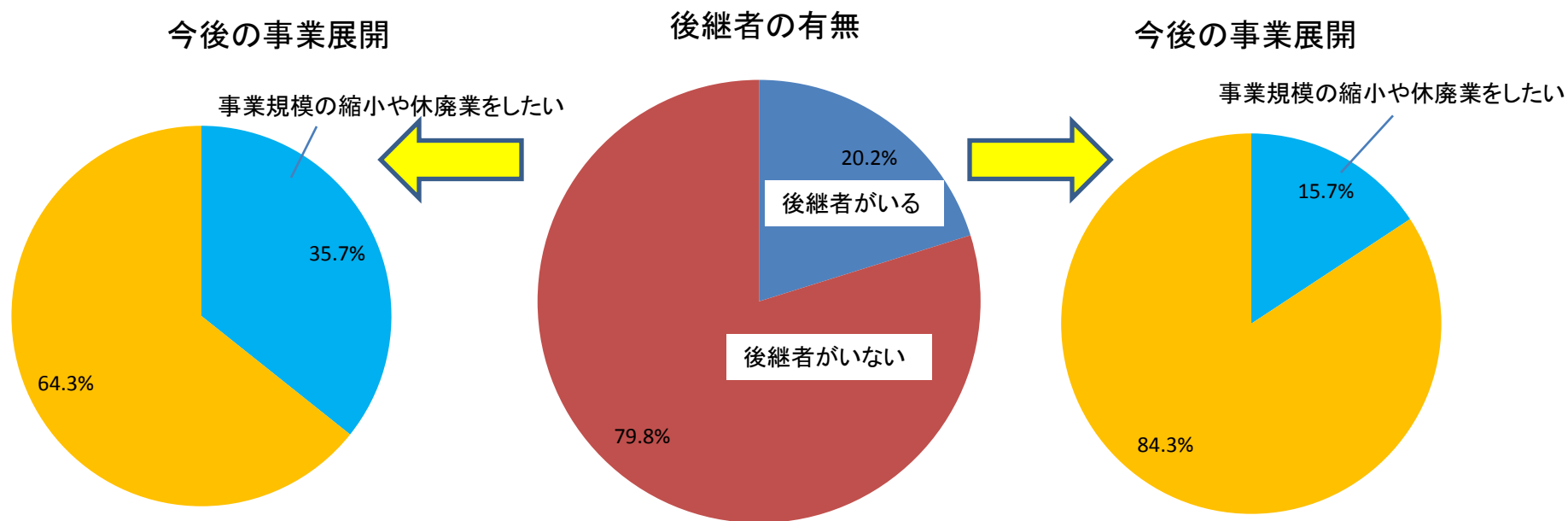
雇用者：常用雇用者(期間を定めずに雇用している人など)のほか、臨時雇用者(雇用期間が1か月以内の雇用者など)を含む。

出典：個人企業経済調査(平成19年)(総務省)

個人事業主の事業実態②

○「後継者がいる」と回答した個人事業主は20.2%。後継者がいる個人事業主のうち、今後の事業展開として「事業規模の縮小や休廃業をしたい」と回答した者は15.7%。これに対して、「後継者がいない」と回答した個人事業主の35.7%は、今後の事業展開として「事業規模の縮小や休廃業したい」と回答している。

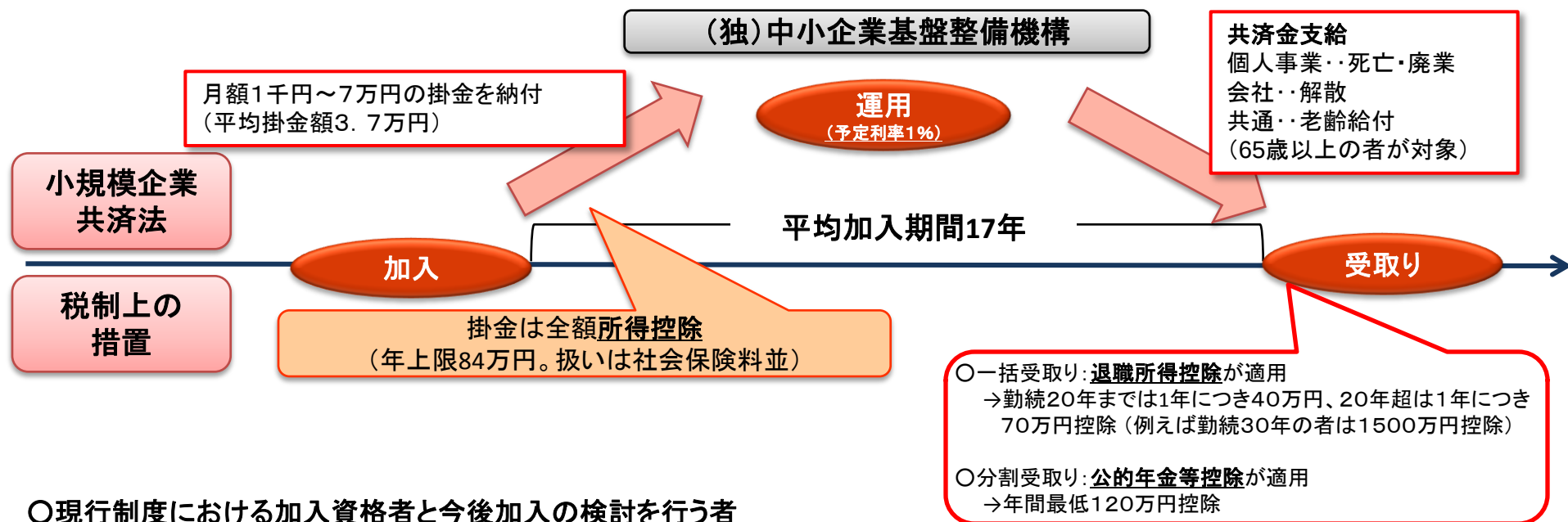
○個人事業主の事業の継続・発展の鍵の一つは後継者確保。



「事業規模の縮小や休廃業をしたい」:「今後の事業展開」の選択肢(一つのみ選択可)のうち、「事業の規模を縮小したい」、「休業したい」、「廃業したい」の3つの選択肢

小規模企業共済制度の見直し

○小規模企業経営者の退職金制度である小規模企業共済制度につき、加入者範囲を見直すことで、小規模企業の事業の継続・発展を支援する方策を検討。



○現行制度における加入資格者と今後加入の検討を行う者

加入者(124万人)

現行制度で加入資格があるのは、常時使用する従業員の数が20人以下(商業、サービス業は従業員5人以下)の個人たる事業者又は会社の役員(小規模企業の経営者)。

※420万の中小企業のうち小規模企業は366万。小規模企業たる個人事業主は258万人。

会社(約43万人)

個人事業(約81万人)

代表取締役

取締役

監査役

個人事業主本人

後継者・共同経営者

家族従業員

退職金共済
中小企業

後継者・共同経営者は加入できない

家族以外の従業員がいない場合、
中小企業退職金共済に加入できない。

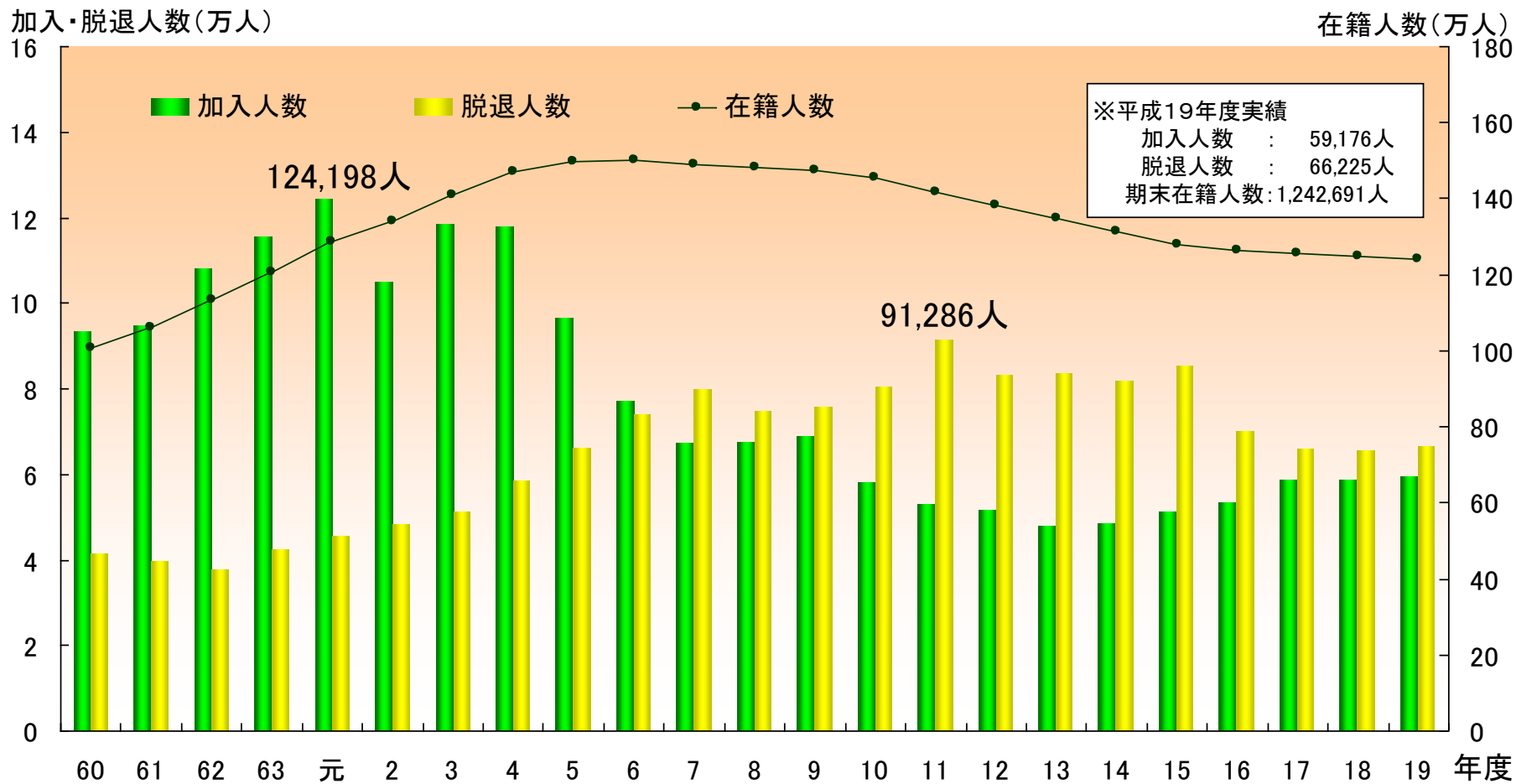
加入対象者の範囲の見直し

(参考)小規模企業共済制度の概要

根拠法	小規模企業共済法	
制度目的【法第1条】	「この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もって小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。」	
加入資格【法第2条、第3条】	・会社たる小規模企業者の役員 ・個人たる小規模企業者(個人事業主) ・企業組合、協業組合及び農事組合法人の役員 (小規模企業者) 常時使用する従業員等の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の会社、個人及び組合	
掛金【法第4条】	月額：1,000円～70,000円(500円きざみ)	
共済事由	A共済事由 【法第9条第1項第1号】	・個人事業の廃止 ・会社、組合(会社等)の解散
	B共済事由 【法第9条第1項第2,3号】	・疾病、負傷又は死亡による会社等の役員の退職 ・老齢給付(65歳以上、掛金15年以上納付)
	準共済事由 【法第7条第4項】	・個人事業主が会社組織に組織変更し、役員にならない場合【法第12条第3項第2号】 ・個人事業主が配偶者又は子に対し事業の全部譲渡を行った場合 ・会社等の役員の任意退職
	解約事由 【法第7条第2,3項】	・掛金の滞納(12月以上) ・共済金の不正受給 ・任意解約 ・個人事業主が会社組織に組織変更し、役員になった場合(同一人通算は可能)【法第12条第3項第1号】
共済金	共済金A 【法第9条第3～6項、令別表第1第2欄】	・6月～概ね25年目まで：1.5%で複利運用、概ね25～35年目：1.5%～1.0%で複利運用、35年目以降：1.0% で運用した金額
	共済金B 【法第9条第3～6項、令別表第1第3欄】	・1.0%で複利運用した金額(6月未満は掛け捨て)
	準共済金 【法第12条第3項第2号、第4～6項、令別表第1第4欄】	・1年～18年6月まで：掛金合計額、18年7月以降：共済金B×0.91
	解約手当金 【法第12条第3項第1号、令別表第2】	・1年～7年：掛金総額の80%、以降6月単位で掛金総額の120%まで増加(20年で100%)

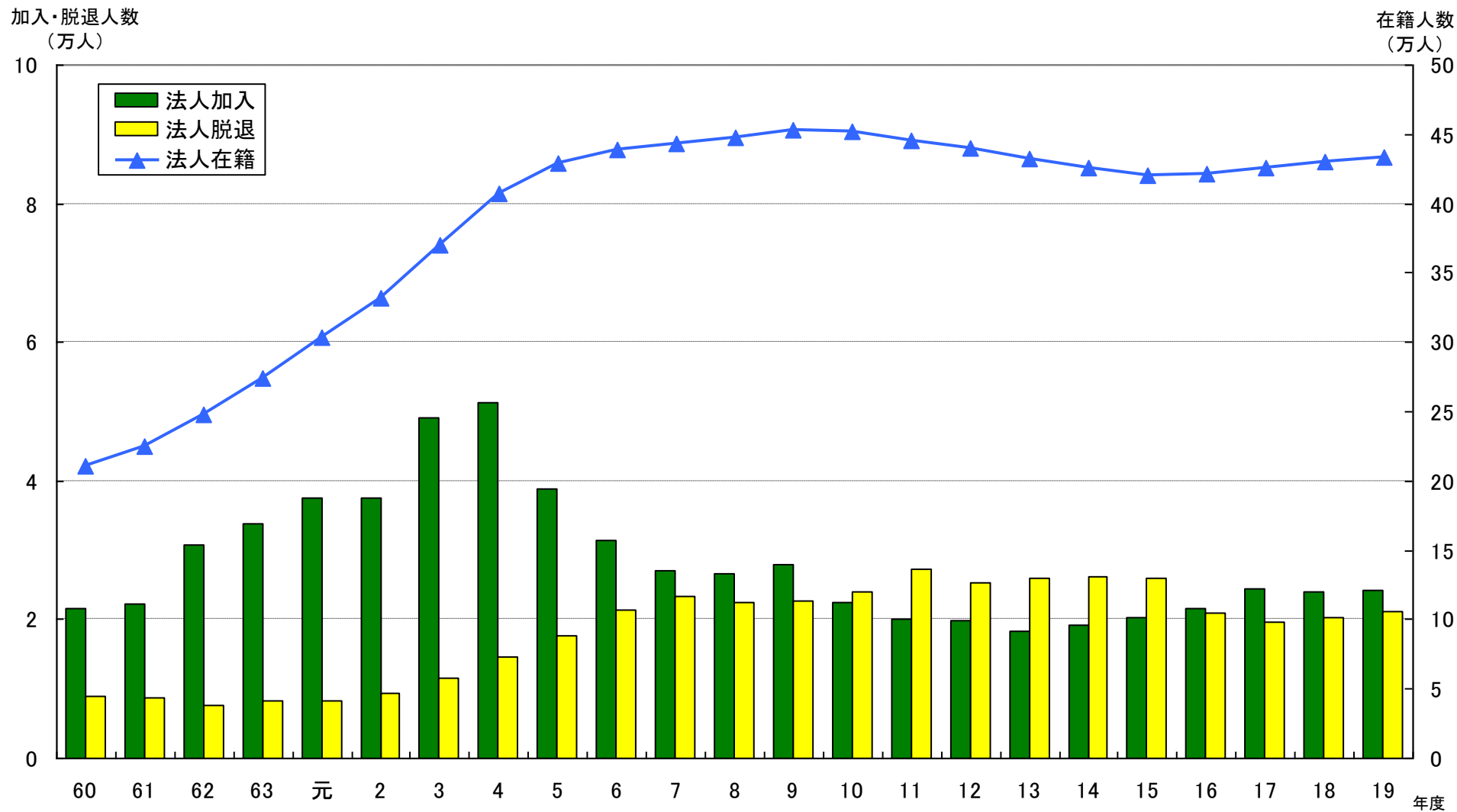
小規模企業共済の加入人数・脱退人数の推移

○近年、小規模企業共済への在籍人数が減少。



小規模企業共済(法人役員)の加入人数・脱退人数の推移

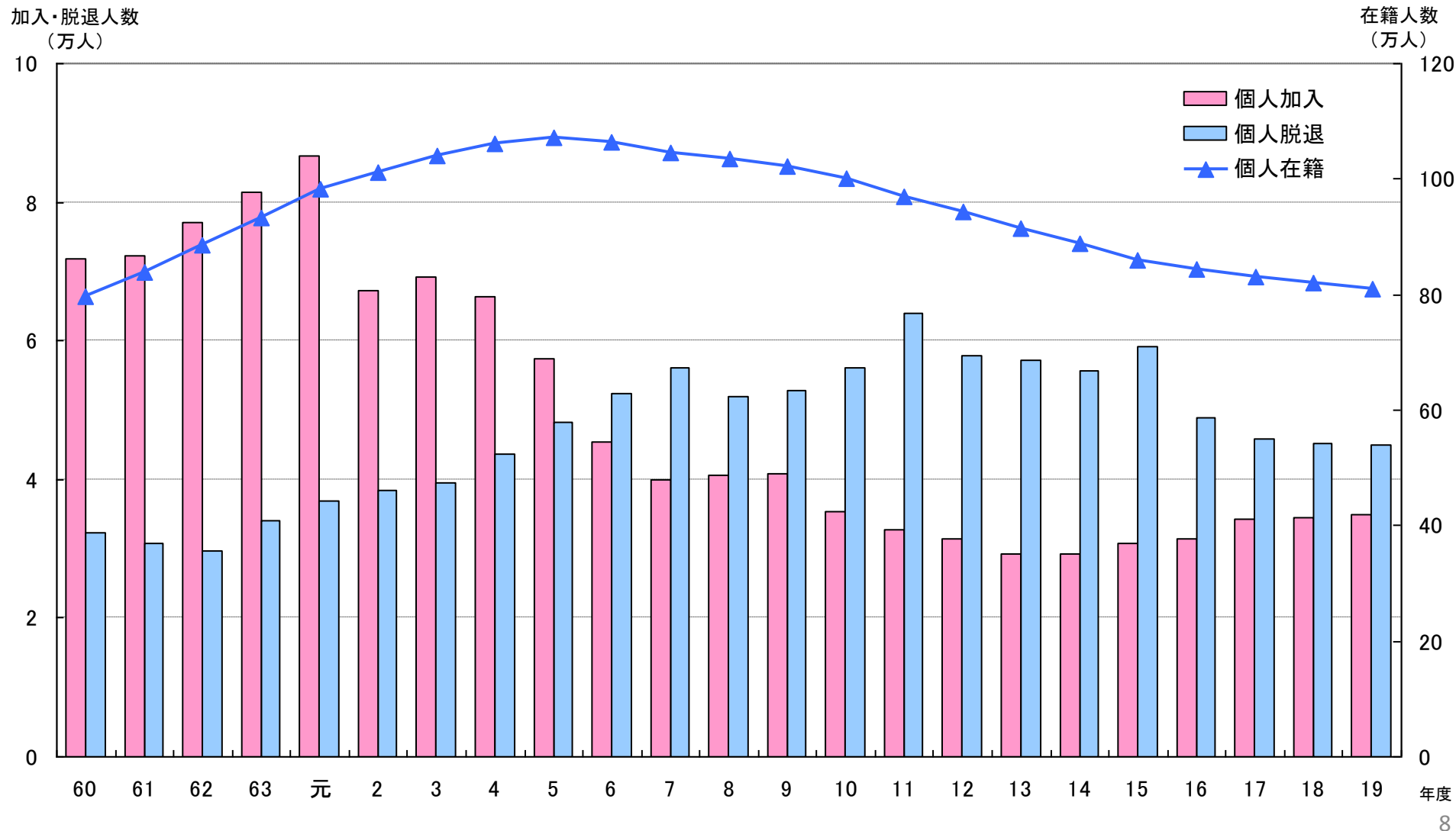
○法人形態の役員の在籍人数は安定。



小規模企業共済(個人事業主)の加入人数・脱退人数の推移

○個人事業主の在籍人数は近年減少傾向。共済の在籍人数全体の減少は、個人事業主の在籍人数の減少に起因。

○小規模企業共済を個人事業主にとって魅力ある制度とすることにより、共済制度を活用して個人事業主の事業の継続・発展を支援することが重要。

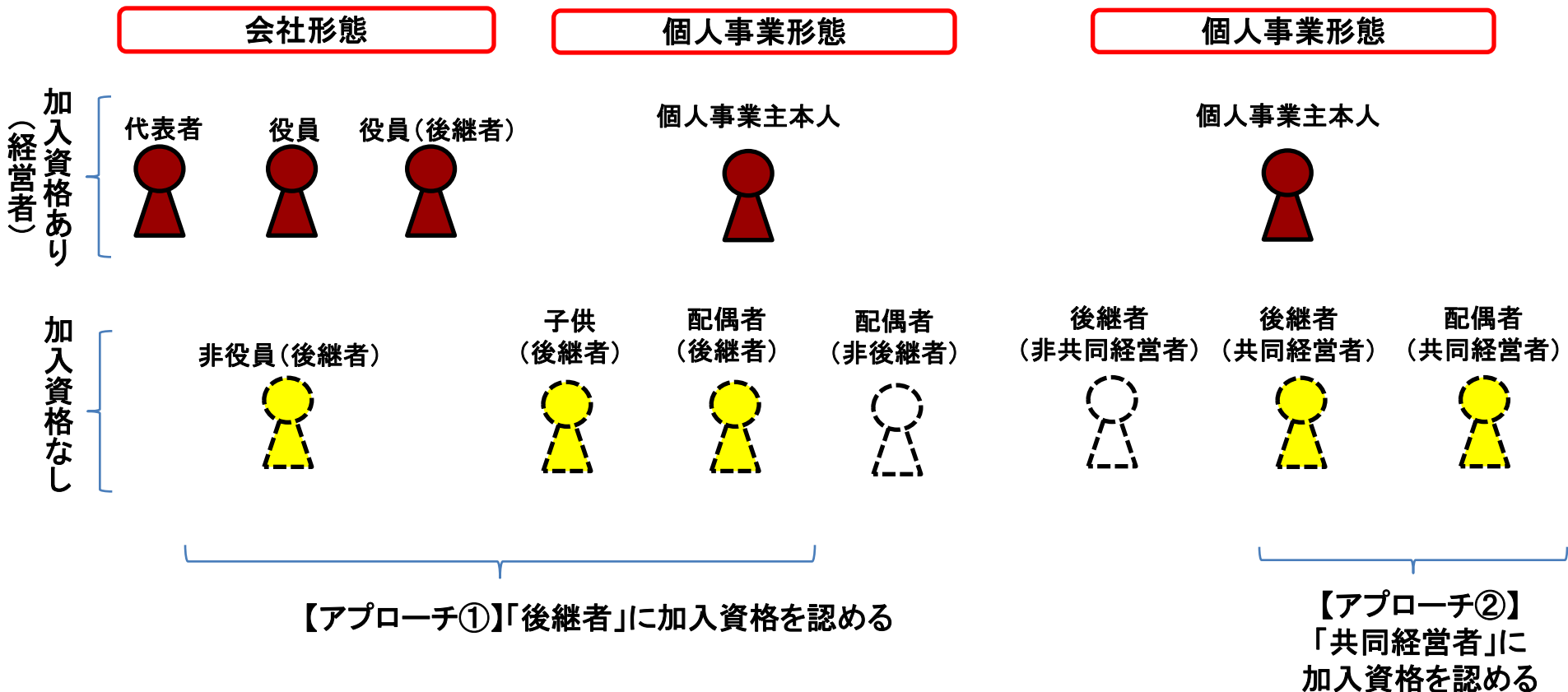


加入者範囲の見直しに係る論点整理①

○加入者範囲の見直しに際しては、先述した個人事業主の事業実態を踏まえ、「後継者」に加入資格を認めるアプローチと、「共同経営者」に加入資格を認めるアプローチの2つが存在。

○前者は、「後継者」の加入を認めることで、事業承継円滑化を図り、小規模企業の事業の継続・発展を支援するアプローチ。

○後者は、「共同経営者」の加入を認めることで、経営者の老後の生活保障の一層の充実を図り、小規模企業の事業の継続・発展を支援するアプローチ。



加入者範囲の見直しに係る論点整理②

新規加入者	後継者	共同経営者
加入目的	「後継者の事業承継時の資金確保」 又は 「老後資金の確保」	
新規加入者の要件	○親族に限定するか、親族外も含めるか。 * 個人事業主の場合、従業員の多くは家族であり、また、後継者も基本的に子供等の家族。 ○事業への従事状況 * 「共同経営者」、「後継者」と言えるためには、少なくとも、事業に専従していることが必要。なお、所得税法における青色事業専従者は、年6 月以上、事業に従事していることが要件。また、農業者年金において保険料の国庫補助が行われる家族従事者、後継者については、年150日以上、農業に従事していることが要件。 ○対象者は1人か、複数か。 * 会社経営者に対する事業承継税制、遺留分に係る民法特例の対象である「後継者」は1人に限定。 ○個人事業主本人が加入していることを要件とするか。 * 「後継者」、「共同経営者」ともに、個人事業主本人の事業に従属する立場であるため、個人事業主本人が加入している場合に限定すべきか。 * 資格業の場合、「後継者」、「共同経営者」も、個人事業主本人と同様の資格を有していることを要件とすべきではないか。	
	○「後継者」のメルクマール。 * 農業者年金における「後継者」 ① 農業を営む者がその後継者と指定する者。 ② 35歳に到達した日までに認定農業者になることを約した者であること。	○現行所得税制上、事業所得等の納税名義人になっているかどうかは個人事業主に該当するか否かの基準であり、納税名義人でない者を「共同経営者」として税制上扱うことが可能か。 * これまで、従業員という地位に基づいて付与されている措置（専従者給与の経費算入等）が制限される可能性がある。過去、青色事業専従者たる配偶者の加入が運用上認められていたが、配偶者控除を適用しないことが要件とされていた模様。 ○「共同経営者」のメルクマール。 * 想定されるメルクマール ・ 農業者年金における「家族経営協定」と同様、①収益の帰属、②事業の廃止、③経営に関する基本的事項 に関し、個人事業主本人と「経営協定」を締結している者 ・ 営業許可等の名義人 ・ 事業用資産の所有権を有する者 ・ 事業資金の借入れを共同名義で行っている者、事業資金の借入れの保証を行っている者

加入者範囲の見直しに係る論点整理③

新規加入者	後継者	共同経営者
掛金	○「事業承継時の資金確保」を目的とした場合、掛金(貯蓄目的)に対する所得控除を認められにくい。	○現行制度同様、老後資金の確保目的のため、掛金に対する所得控除を認められやすい。
共済事由	○「事業承継時の資金確保」を目的とした場合、事業承継時となるが、退職所得、年金所得とならず、所得控除が適用できない。 ○「老後の資金確保」を目的とした場合、現行制度同様、廃業・老齢時(65歳以上)となり、所得控除の適用が可能。なお、事業承継に際して必要な資金については、契約者貸付制度(掛金を担保に低利(1.5%又は0.9%)で加入者に貸し付ける制度)で対応。 ※近年、高齢化に伴い、新規加入者の平均年齢(元年度:45.8歳→19年度:47.6歳)が上昇。このため、「後継者」の時期から加入を認め、長期の加入期間を保障することで、「老後の資金確保」を充実させることが可能となる。 ○事業承継支援との観点から、現行制度において、準共済事由とされている「配偶者又は子への事業の全部譲渡」を共済事由に格上げを図ることが可能になるのではないか。	○老後資金の確保という目的に照らせば、現行制度同様、廃業・老齢時(65歳以上)となる。 ○廃業、老齢時が共済事由のため、現行制度同様、退職所得、年金所得となり、所得控除の適用が可能。 ○他方で、現行制度では、「配偶者又は子への事業の全部譲渡」については、困窮度合いが相対的に低いため、共済事由ではなく準共済事由に位置づけられているが、老後資金の確保という目的を維持する限り、共済事由への格上げは困難ではないか。
加入資格を満たしていることの担保方法等	○「加入時から事業承継時まで後継者であり続けていること」や「共同経営者であり続けていること」をどのように担保するのか。 ※個人事業主本人は納税名義人のため、税務申告を通して加入資格を把握することが可能。 ○「後継者」や「共同経営者」に該当しなくなった場合、解約手当金を支給するか、老齢時(65歳)まで途中引き出しを認めない制度とするか。一度、該当しなくなった者の再加入を認めるか。 ※確定拠出年金については、掛金拠出期間が短い場合等を除き、60歳まで中途引き出しができない。	
その他	○配偶者、配偶者以外の家族従業員を含め、小規模企業の従業員が、小規模企業共済制度又は中小企業退職金共済制度のいずれかに加入できる制度設計とする。 ※「配偶者」及び「家族従業員以外の従業員がいない場合の家族従業員」は、中小企業退職金共済制度に加入できない。	

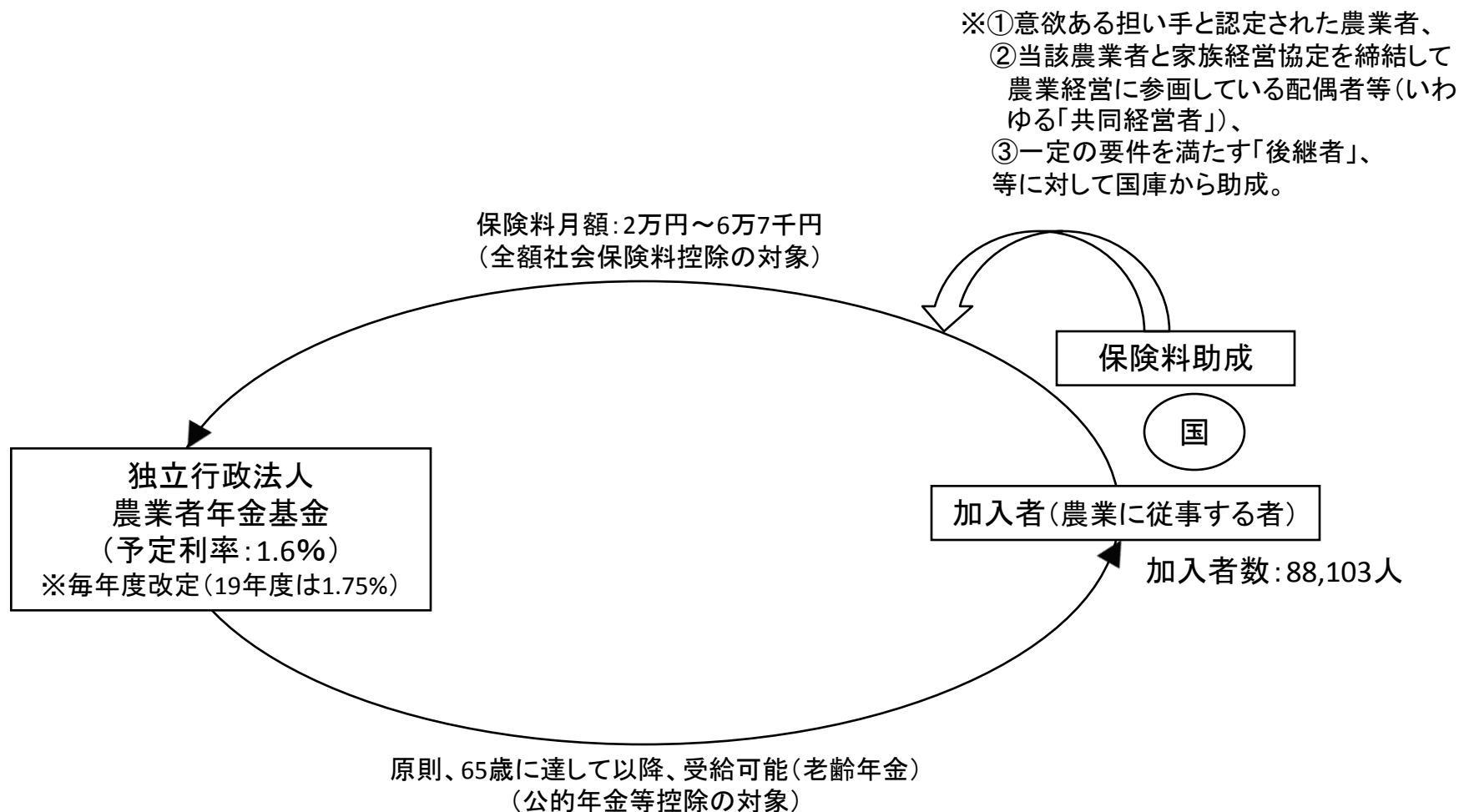
(参考) 農業者年金の仕組み

○農業に従事する者(農業者本人のみならず、年間60日以上農業に従事すれば加入可能)が任意で加入することができる積立方式の年金制度。(以下の数値は平成19年度のもの)

※加入資格：①20歳以上60歳未満、②国民年金の1号被保険者、③年間60日以上農業に従事する者

※平成13年の制度改正において、賦課方式から積立方式に転換。なお、改正前の旧年金事業の給付のための費用については、国庫が負担。(951億円)

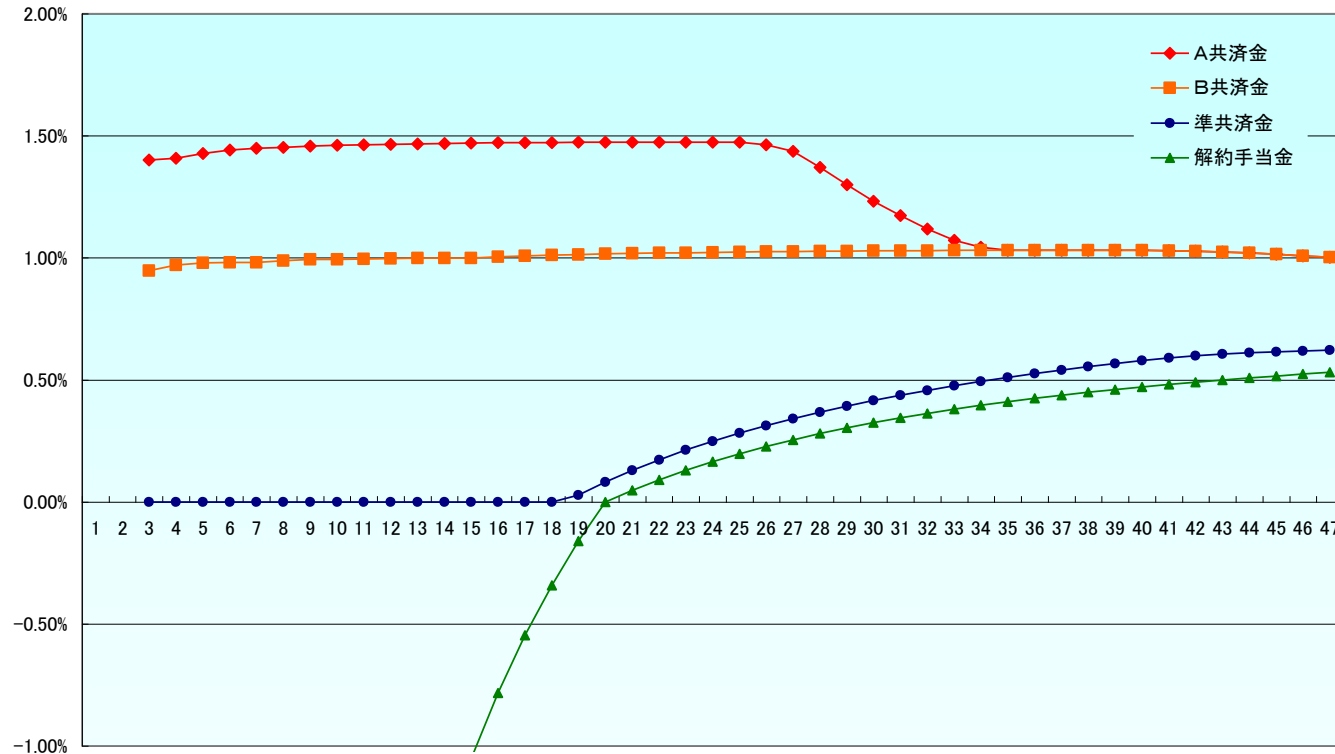
○なお、農業者年金に加入している場合には、国民年金基金や個人型の確定拠出年金には加入できない。



小規模企業共済の利回りについて

- 小規模企業共済では、掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金等の額を設定しているが、この運用収入の見込みを算出する際の利回りを「予定利率」という。
- 現時点の「予定利率」は1.0%であるが、10年国債の利回りより低い。しかしながら、小規模企業共済については、掛金や共済金に対して、所得控除が認められている。この税制優遇も考慮に入れた上で、「予定利率」の水準について検討することが重要。

共済金ごとの利回り



掛金月額1万円の場合の共済金受給の見込み(基本共済金額)

掛金納付年数	10年	20年	30年
掛金合計額	1,200,000円	2,400,000円	3,600,000円
共済金A	1,290,600円	2,786,400円	4,348,400円
共済金B	1,260,800円	2,658,800円	4,211,800円
準共済金	1,200,000円	2,419,500円	3,832,740円
解約手当金	1,020,000円	2,400,000円	3,780,000円

小規模企業共済と類似金融商品のリターン率(※)の比較のための試算結果

(※)ここでいう「リターン率(%)」は、 $\{ \text{共済金(又は償還額} + \text{受け取ることができる利子)} \} \div (\text{掛金額又は購入額}) \times 100 - 100$ とする。

- 類似金融商品は、10年国債の金利水準(1.3%)で複利計算を行い、20%の税率で利子を受け取る商品をイメージ。
- 一定の前提に基づく試算では、税制上の扱いを考慮した小規模企業共済のリターン率の方が高い。

掛金額	対象	10年	20年	30年
月額1万円	元本合計	1,200,000円	2,400,000円	3,600,000円
	類似金融商品	1,270,827円 (リターン率: 5.90%)	2,680,180円 (リターン率: 11.67%)	4,243,158円 (リターン率: 17.86%)
	小規模企業共済	1,495,220円 (リターン率: 24.60%)	3,122,391円 (リターン率: 30.10%)	4,895,319円 (リターン率: 35.98%)
月額3万円	元本合計	3,600,000円	7,200,000円	10,800,000円
	類似金融商品	3,812,480円 (リターン率: 5.90%)	8,040,539円 (リターン率: 11.67%)	12,729,475円 (リターン率: 17.86%)
	小規模企業共済	4,485,659円 (リターン率: 24.60%)	9,367,173円 (リターン率: 30.10%)	14,685,956円 (リターン率: 35.98%)
月額5万円	元本合計	6,000,000円	12,000,000円	18,000,000円
	類似金融商品	6,354,134円 (リターン率: 5.90%)	13,400,898円 (リターン率: 11.67%)	21,215,792円 (リターン率: 17.86%)
	小規模企業共済	7,303,141円 (リターン率: 21.72%)	15,182,259円 (リターン率: 26.52%)	23,977,434円 (リターン率: 33.21%)
月額7万円	元本合計	8,400,000円	16,800,000円	25,200,000円
	類似金融商品	8,895,787円 (リターン率: 5.90%)	18,761,257円 (リターン率: 11.67%)	29,702,109円 (リターン率: 17.87%)
	小規模企業共済	10,081,184円 (リターン率: 20.01%)	20,697,126円 (リターン率: 23.20%)	32,534,948円 (リターン率: 29.11%)

[備考]

- ・類似金融商品に対する一定税率と異なり、小規模企業共済金には累進税率が適用され、支払い税額が累進的に増えるため、リターン率が低下することとなる。

(参考)小規模企業共済と類似金融商品のリターン率の比較のための試算の前提

[試算の前提]

○小規模企業共済

〈掛金の扱い〉

・毎月末に掛金を払い込むものとし、月単利で1年分を積み上げ、積上げ額を年複利で計算(年利1.0%)。

* 共済掛金月額をA円とした場合、n年目の積立額(利息込み)は、 $A \times (12 + 5.5 \times 0.01) \times (1.01^n - 1) / 0.01$

〈税制上の扱い〉

・所得控除後の課税所得は毎年409万円(「平成18年申告所得税標本調査」(国税庁)に記載された平均課税所得金額)。

・所得税の平均税率は9.5%、地方税は10%(道府県民税4%、市町村民税6%)として計算。

* 409万円の課税所得に対応する所得税額は39万円。39万円/409万円=9.5%

・掛金に所得控除が適用された結果、減税となる金額を受取額に毎年加算。

・共済金受取時には、共済金以外に退職所得がないものとして計算し、所得税及び住民税を課税(所得税の税率は退職所得の金額に応じた税率を適用(累進課税))。

○類似金融商品

〈類似金融商品購入の扱い〉

・毎年、年初に共済掛金の1年間分に相当する金額の類似金融商品を購入。

・利子は年複利で計算、利率は近時の10年国債と同水準である1.3%を適用。

〈税制上の扱い〉

・1年ごとの利子相当分に、20%源泉分離課税(所得税:15%、地方税:5%)を行う。

課税関係の比較

	入口	途中	出口(※)	
小規模企業共済	掛金	経過利子	共済金	
	非課税	非課税	課税(退職所得控除を適用)	
類似金融商品	購入	利子	償還金	売却金
	——	20%源泉分離	償還差益は総合課税	売却益は非課税

(※) 類似金融商品は、国債の場合の課税関係を記述している。

小規模企業共済と類似金融商品のリターン率の比較のための試算②

○所得控除は高額所得者ほど効果が増すため、所得が高額になればなるほど、小規模企業共済のリターン率は上昇。

【掛金月額7万円のケース】

14
頁
試
算
の
再
掲

対象	10年	20年	30年
元本合計	8,400,000 円	16,800,000円	25,200,000円
類似金融商品	8,895,787円 (リターン率: 5.90%)	18,761,257円 (リターン率: 11.67%)	29,702,109円 (リターン率: 17.87%)
小規模企業共済 (平均的な所得者※)	10,081,184円 (リターン率: 20.01%)	20,697,126円 (リターン率: 23.20%)	32,534,948円 (リターン率: 29.11%)



高額所得者① (課税所得1500万円程度)	11,205,104円 (リターン率: 33.39%)	22,944,966円 (リターン率: 36.58%)	35,906,708円 (リターン率: 42.49%)
高額所得者② (課税所得3500万円程度)	11,985,464円 (リターン率: 42.68%)	24,505,686円 (リターン率: 45.87%)	38,247,788円 (リターン率: 51.78%)
高額所得者③ (課税所得3億円程度)	12,561,704円 (リターン率: 49.54%)	25,658,166円 (リターン率: 52.73%)	39,976,508円 (リターン率: 58.64%)

＜高額所得者①～③の設定条件＞(所得税の課税所得、税率)

高額所得者①: 課税所得 1518万円、平均税率 22.9%(限界税率33%)

(1518万円の課税所得に対応する税額は347万5千円。平均税率は347.5万円／1518万円＝22.9%)

高額所得者②: 課税所得 3570万円、平均税率 32.2%(限界税率40%)

(3570万円の課税所得に対応する税額は1148万5千円。平均税率は1148.5万円／3570万円＝32.2%)

高額所得者③: 課税所得 2億8931万円、平均税率 39.0%(限界税率40%)

(2億8931万円の課税所得に対応する税額は1億1129万9千円。平均税率は1億1129万9千円／2億8931万円＝39.0%)

※14頁の試算(平均的な所得者)では課税所得409万円、平均税率は9.5%で計算(なお、限界税率は 20%)。

(注) 高額所得者①～③の課税所得の金額は、国税庁「申告所得税標本調査(平成18年分)」における合計所得階級別(1500万円超～2000万円以下、3000万円超～5000万円以下、2億円超～5億円以下)の課税所得金額の平均値(一人当たりの金額)を採用している。

(参考)小規模企業共済の掛金に対する所得控除

- 現行の控除額年84万円という水準は、他の所得控除と比較しても、相対的に高い水準。
- 個人事業主は、小規模企業共済に加え、確定拠出年金(個人型)や国民年金基金にも加入でき、掛金の最大控除額は、年165.6万円。

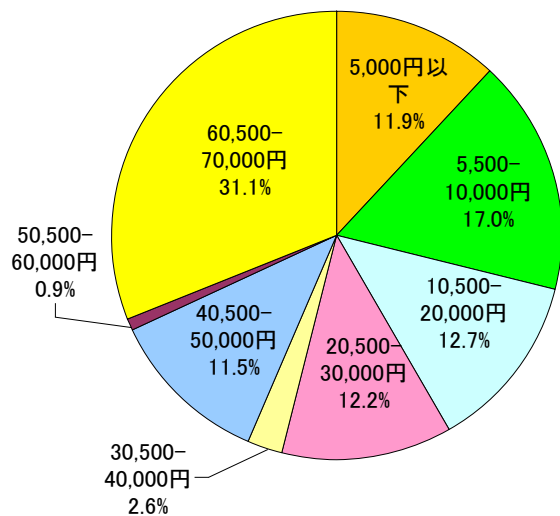
控除の種類	各制度の説明	保険料・掛金等上限額 (年額)
社会保険料控除	社会保険料(国民年金・厚生年金保険料、健康保険料等)を支払った場合に受けられる所得控除 【控除額】支払った社会保険料の全額	○国民年金: 17.3万円 ○厚生年金: 57.1万円 (被保険者分) ○政管健保: 59.5万円 (被保険者分) ○農業者年金: 80.4万円
小規模企業共済等掛金控除	納税者が小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金、国民年金法に規定する国民年金基金の加入者掛金等を支払った場合に受けられる所得控除 【控除額】支払った掛金の全額	○小規模企業共済掛金: 84万円 ○確定拠出年金(個人型) ・個人事業主: 81.6万円 ※国民年金基金の限度額と枠を共有 ・サラリーマン: 27.6万円 ○確定拠出年金(企業型・マッチング拠出) ・企業の拠出分と合わせて 30.6万円
生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料を支払った場合に受けられる所得控除。 【控除額】保険料に応じて控除額を設定。	4万円
介護医療保険料控除 (平成21年度創設)	介護保障又は医療保障を内容とする生命保険契約の保険料を支払った場合に受けられる所得控除 【控除額】生命保険料控除と同じ	4万円
地震保険料控除	納税者が地震保険契約の保険料を支払った場合に受けられる所得控除 【控除額】地震保険契約のうち地震等損害部分の保険料	5万円

※農業者年金の加入者は、国民年金基金及び確定拠出年金には加入できない。

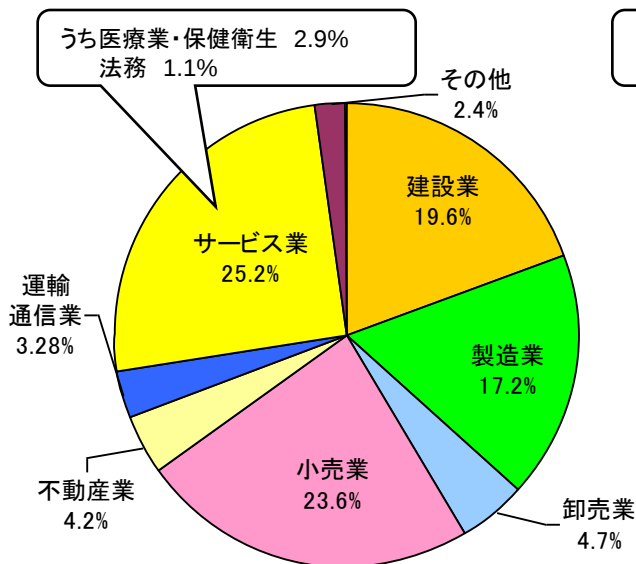
(参考)掛金月額の水準

加入者(平成19年度末在籍者)の掛金月額の分布

平均掛金月額:3.7万円

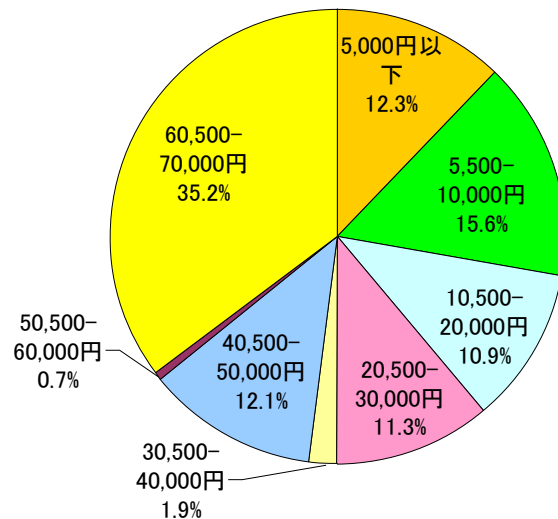


掛金月額1万円の在籍者

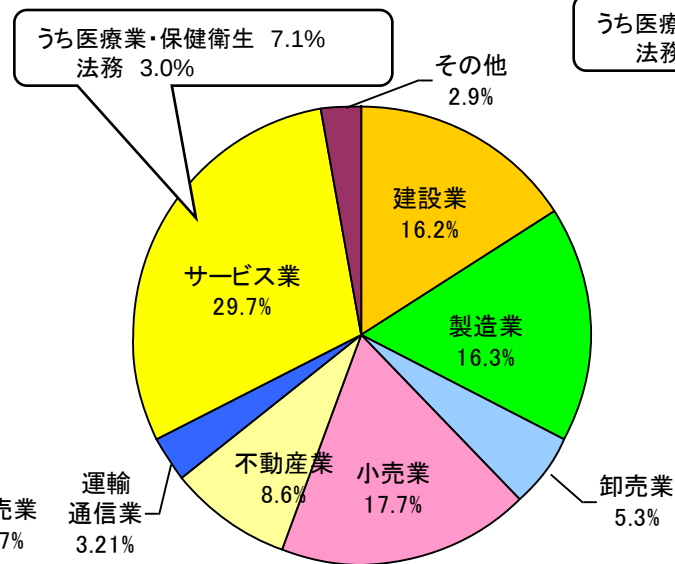


会社等の役員の掛金月額の分布

平均掛金月額:3.9万円

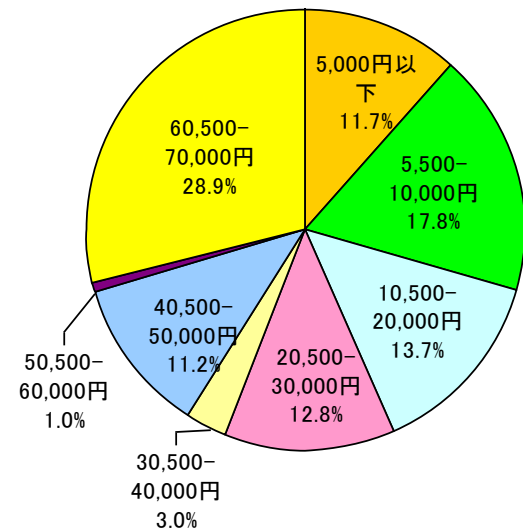


掛金月額5万円の在籍者

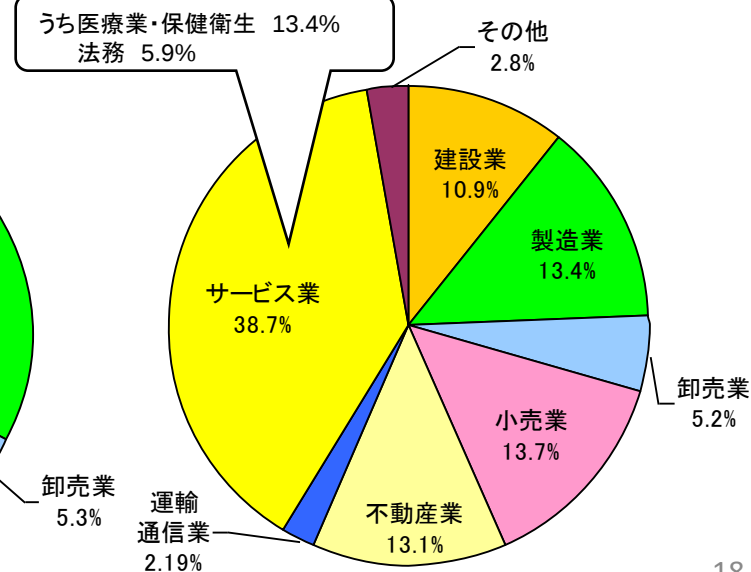


個人事業主の掛金月額の分布

平均掛金月額:3.6万円



掛金月額7万円の在籍者



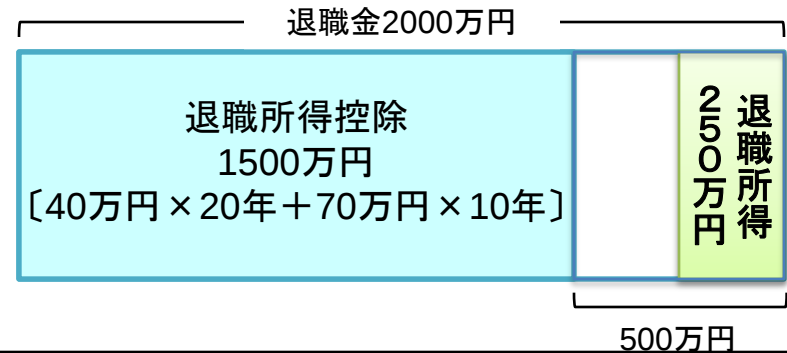
(参考)退職所得、公的年金等の所得、一時所得について

退職所得

- 退職所得の金額
＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2

※退職所得控除額 勤続年数20年まで 1年につき40万円
勤続年数20年超 1年につき70万円
最低控除額 80万円

【退職金2000万円、勤続30年の者の例】



公的年金等の所得

- 公的年金等の所得金額＝収入金額－([①＋②]又は③の大きい額)

①定額控除 50万円

＋

②定率控除(定額控除後の年金収入)
360万円までの部分 25%
720万円までの部分 15%
720万円を超える部分 5%

or

③最低控除額
65歳以上の者 120万円
65歳未満の者 70万円

一時所得

- 一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、役務や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得のことを言う。

(例:懸賞や福引きの賞金品、生命保険金の一時金や損害保険の満期返戻金、法人から贈与された金品、遺失物拾得者の受ける報労金等)

- 一時所得の金額
＝収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高50万円)

※一時所得は、その所得金額の1/2に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後納める税額を計算